

西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例

(平成10年福島県条例第64号) 第20条第1項の規定に基づく意見

令和元年9月2日

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、西白河郡西郷村大字小田倉地内外の丘陵地の約619ヘクタールの区域内に、約161メガワットの太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な樹木の伐採と相当な地形の変更を想定しているが、元来自然豊かな場所で起伏に富む山間地に位置する状況や、対象事業実施区域及びその周辺に住宅等が点在しており、丘陵地の麓には湧水や井戸に依存した地域住民の生活、溪流に特有の自然生態系等が存在していること、日光国立公園の那須甲子地域の指定地域にも近いこと等を踏まえ、生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じないように、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減するような事業とすること。
- (2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。
- (3) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成段階で、事業内容を変更する必要性が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。
- (4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を、具体的に評価書に記載すること。

(5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。

(6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれること。

また、これらについて具体的な検討等行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

(7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気環境について

太陽光発電事業に係る騒音、振動については、パワーコンディショナ及び空調機器が発生源となり得るものであるが、現時点では十分な知見が得られているとはいえ、確保すべき離隔距離についても明確なものはないことから、事業計画の具体化に応じて、保全措置等の必要性について検討すること。

(2) 廃棄物等について

ア 工場の稼働に伴う評価項目として選定していないが、太陽光発電事業については、工作物を撤去する段階等での廃棄物の処理に当たって、太陽光パネルに含まれる有害物質による影響が懸念されていることから、これらについて予測、評価した結果を評価書に記載すること。

なお、予測に当たっては、事業開始から事業終了後の場合と、固定価格買取制度

(FIT) による買取期間終了後の場合について想定し、評価に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（2018年 環境省）等を参考に行うこと。

イ 事業開始後は沈砂池及び調整池を定期的に浚渫する計画としていることから、発生する土砂の処分方法等について評価書に記載すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 水環境について

事後調査の実施に当たっては、地元自治体との協議を行い、適切な調査に努めるとともに、必要が認められた場合には、適切な措置を講じること。

(2) 動物、植物及び生態系について

対象事業実施区域は広大で、約 168 ヘクタールの敷地が太陽光発電事業に利用されることから、大型の哺乳類の移動等について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置等を、評価書に記載すること。

(3) 景観について

対象事業実施区域は日光国立公園に近く、那須岳等の栃木県内の重要な観光地から眺望できる位置にあることから、これらの眺望への影響にも配慮すること。

4 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。

(2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。

事業の概要

1 事業者	株式会社 そら' p、NOBSP 合同会社
2 事業の名称	(仮称) 西郷村台上地区太陽光発電事業
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約 619ヘクタール (約 161メガワット)
5 事業の実施区域	西白河郡西郷村大字小田倉字口無一 他